

特別養護老人ホーム豊邑苑短期入所生活介護事業所

特別養護老人ホーム豊邑苑（空床利用型） 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人興仁会が設置経営する特別養護老人ホーム豊邑苑短期入所生活介護事業（特別養護老人ホーム豊邑苑において空床利用型として実施するものを含む）の運営及び利用について必要な事項を定め事業の円滑な運営をはかることを目的とする。

（運営方針）

第2条 本事業所において提供する短期入所生活介護事業は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援するため居室及び共同施設等を使用させるとともに利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスに提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 本事業所の名称は次のとおりとする。

名 称	特別養護老人ホーム豊邑苑短期入所生活介護事業所 （空床利用型にあつては特別養護老人ホーム豊邑苑）
所在地	東広島市豊栄町能良 413 番地

（職種、員数及び職務の内容）

第4条 本事業に従事する職員の職種、員数及び職務の内容(空床利用型による場合を含む)は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（特養と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び職務の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1名以上（特養と兼務）

医師は、利用者の日常生活の健康管理の為。

(3) 生活相談員 1名以上（特養と兼務）

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(4) 看護職員 4名以上（特養と兼務、但しうち1名短期入所生活介護専属）

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

- (5) 介護職員 20名以上（特養と兼務）
介護職員は、短期入所生活介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名以上（特養と兼務）
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減衰を防止するために必要な機能訓練を行う。
- (7) 栄養士 1名以上（特養と兼務）
栄養士は、献立作成、栄養量計算及び給食記録を行い、調理員を指導して給食業務に従事する。
- (8) 調理員 1名以上（特養と兼務）
調理員は、利用者の食事を提供する。

(利用定員)

第5条 短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。（介護予防サービス定員を含む）

- (1) 併設型 10名
- (2) 空床利用型 特別養護老人ホーム豊邑苑の定員60名以内。

(短期入所生活介護の内容)

第6条 短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
日常生活動作能力に応じて必要な介助を行う。
 - ア. 排泄の介助
 - イ. 移動の介助
 - ウ. 通院の介助その他必要な身体の介護
 - エ. 養護（休養）
- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練サービス
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減衰を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。
 - ア. 日常生活動作に関する訓練
 - イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）
 - ウ. グループワーク
 - エ. 行事的活動
 - オ. 体操
 - カ. 趣味活動
- (4) 送迎サービス
障害の程度、地理的条件により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

(5) 入浴サービス

利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ・入浴形態
 - ア. 一般浴槽による入浴
 - イ. 特殊浴槽による入浴
- ・介助の種類（必要に応じて行う）
 - ア. 衣類着脱
 - イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ. その他必要な介助

(6) 食事サービス

- ア. 準備、後始末の介助
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他必要な食事の介助

(7) 相談・助言等に関すること

利用者及び家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ. 福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ. その他の必要な相談、助言

(短期入所生活介護の利用料)

第7条 本事業の利用料は、法定代理受領分については、介護報酬の告示上の額の1割又は2割又は3割の額とし、法定代理受領分以外については、介護報酬の告示上の額とする。但し次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 食費（1日当たり）

利用者負担段階	対象者	基準額	利用者負担額
第一段階	生活保護受給者、または、本人及び世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税である高齢福祉年金受給者。	1,445円	300円
第二段階	本人及び世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税であって、課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方。	1,445円	600円
第三段階 ①	本人及び世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税であって、課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方。	1,445円	1,000円

第三段階 ②	本人及び世帯全員（世帯分離してる配偶者を含む）が住民税非課税であって、課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が120万円超の方。	1,445円	1,300円
第四段階	上記以外の方	1,445円	1,800円
食費 1日	1,800円の内訳	・朝食 500円 ・昼食 650円 ・夕食 650円	

(2) 滞在費（1日当たり）

利用者負担段階	多床室	従来型個室
第一段階	0円	380円
第二段階	430円	480円
第三段階①	430円	880円
第三段階②	430円	880円
第四段階	915円	1,231円

(3) 日常生活物品等、特に利用者が負担することが適当と認められる費用

ティッシュペーパー	100円/個
歯ブラシ	100円/本
歯ブラシ（入れ歯用）	500円/本
おやつ	55円/回

- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得る。また併せて、その支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 3 利用料の支払いは、現金または銀行口座振込または郵便振替により、指定期日までに受ける。

（通常の送迎実施地域）

第8条 通常の送迎の実施区域は次のとおりとする。

東広島市（豊栄町、福富町、河内町、高屋町）、三原市（大和町）

（サービス利用にあたっての留意事項）

第9条 利用者はサービス利用にあたって、次に掲げる事項について留意する。

- (1) 面会については、面会時間（8：00～19：00）を遵守し、必ず職員に届け出ることとし、刃物、アルコール類、食物の持込は原則禁止とする。
- (2) 外出の際は、必ず行先と帰宅時間を職員に届け出る事。
- (3) 医療機関への受診については、原則本事業所医師への受診とするが、利用者の事情により、本事業所医師以外に、かかりつけ医師がいる場合は申し出ることとし、

その医師への受診する場合は、原則利用者自身で受診をすること。

- (4) 施設内の居室や設備、器具等の使用に関しては、本来の使用方法で使用する
こととし、これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償を求めることが
あること。
- (5) 喫煙及び、飲酒については原則禁止とする。
- (6) 他の利用者の迷惑になる行為や、他の利用者への居室等への無断の立ち入りに
ついては禁止する。
- (7) 所持金品の管理については、原則利用者本人で行うこと。
- (8) 施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動については禁止する。
- (9) 施設内へのペットの持込及び飼育については禁止する。

(サービス提供記録の記載)

第10条 短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該短期入所生活介護について利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第11条 本事業の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
2 従業者であったものが、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第12条 提供した短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第14条 短期入所生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
2 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議する。また、研修会を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(緊急時に於ける対応方法)

第15条 短期入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第16条 短期入所生活介護の提供中に天災その他災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(虐待防止)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第18条 事業所は利用者本人及びその他の利用者の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わない。

2 事業所が緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の方法、時間帯及び時間を説明し、同意をうけた後行うものとする。

3 事業所は身体的拘束等を行う場合、経過観察記録を整備し、身体的拘束等を解除する為に鋭意検討を行うものとする。

4 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行う。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(事業継続計画)

第19条 業務継続計画(BCP)の策定等にあって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して短期生活介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第20条 従業員の質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。

2 従業員等はその勤務中常に身分を証明する証票を携帯し、利用者又は家族から求められたときはこれを提示する。

3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成12年11月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 2月25日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 3月17日から施行する。

この規程は、平成20年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 1月16日から施行する。

この規程は、平成25年 4月16日から施行する。

この規程は、平成25年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成25年10月16日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 6月16日から施行する。

この規程は、平成29年11月16日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月16日から施行する。

この規程は、令和元年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和元年 9月24日から施行する。

この規程は、令和元年 10月 1日から施行する。

この規程は、令和2年 4月16日から施行する。

この規程は、令和3年 4月16日から施行する。

この規程は、令和3年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和3年 9月 1日から施行する。

この規程は、令和4年 4月16日から施行する。

この規程は、令和5年 4月16日から施行する。

この規程は、令和5年 10月16日から施行する。

この規程は、令和6年 4月16日から施行する。

この規程は、令和6年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和7年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和7年 11月13日から施行する。

介護予防

特別養護老人ホーム豊邑苑短期入所生活介護事業所

特別養護老人ホーム豊邑苑（空床利用型） 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人興仁会が設置経営する特別養護老人ホーム豊邑苑介護予防短期入所生活介護事業（特別養護老人ホーム豊邑苑において空床利用型として実施するものを含む）の運営及び利用について必要な事項を定め事業の円滑な運営をはかることを目的とする。

（運営方針）

第2条 本事業所において提供する介護予防短期入所生活介護事業は、利用者が可能な限り居室においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援するため居室及び共同施設等を使用させるとともに利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスに提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 本事業所の名称は次のとおりとする。

名 称	特別養護老人ホーム豊邑苑短期入所生活介護事業所 （空床利用型にあつては特別養護老人ホーム豊邑苑）
所在地	東広島市豊栄町能良 413 番地

（職種、員数及び職務の内容）

第4条 本事業に従事する職員の職種、員数及び職務の内容(空床利用型による場合を含む)は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（特養と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び職務の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1名以上（特養と兼務）

医師は、利用者の日常生活の健康管理の為。

(3) 生活相談員 1名以上（特養と兼務）

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(4) 看護職員 4名以上（特養と兼務、但しうち1名短期入所生活介護専属）

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(5) 介護職員 20名以上（特養と兼務）

介護職員は、短期入所生活介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名以上（特養と兼務）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減衰を防止するために必要な機能訓練を行う。

(7) 栄養士 1名以上（特養と兼務）

栄養士は、献立作成、栄養量計算及び給食記録を行い、調理員を指導して給食業務に従事する。

(8) 調理員 1名以上（特養と兼務）

調理員は、利用者の食事を提供する。

(利用定員)

第5条 介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。(居宅サービス定員を含む)

(3) 併設型 10名

(4) 空床利用型 特別養護老人ホーム豊邑苑の定員60名以内。

(介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて必要な介助を行う。

ア. 排泄の介助

イ. 移動の介助

ウ. 通院の介助その他必要な身体の介護

エ. 養護（休養）

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減衰を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。

ア. 日常生活動作に関する訓練

イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）

ウ. グループワーク

エ. 行事的活動

オ. 体操

カ. 趣味活動

- (4) 送迎サービス
 障害の程度、地理的条件により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。
- (5) 入浴サービス
 利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
- ・入浴形態
 - ア. 一般浴槽による入浴
 - イ. 特殊浴槽による入浴
 - ・介助の種類（必要に応じて行う）
 - ア. 衣類着脱
 - イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ. その他必要な介助
- (6) 食事サービス
 ア. 準備、後始末の介助
 イ. 食事摂取の介助
 ウ. その他必要な食事の介助
- (7) 相談・助言等に関すること
 利用者及び家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
- ア. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
 - イ. 福祉用具の利用法の相談、助言
 - ウ. その他の必要な相談、助言

(介護予防短期入所生活介護の利用料)

第7条 本事業の利用料は、法定代理受領分については、介護報酬の告示上の額の1割又は2割又は3割の額とし、法定代理受領分以外については、介護報酬の告示上の額とする。但し次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(2) 食費（1日当たり）

利用者負担段階	対象者	基準額	利用者負担額
第一段階	生活保護受給者、または、本人及び世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税である高齢福祉年金受給者。	1,445円	300円
第二段階	本人及び世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税であって、課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方。	1,445円	600円

第三段階 ①	本人及び世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税であって、課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方。	1,445円	1,000円
第三段階 ②	本人及び世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税であって、課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が120万円超の方。	1,445円	1,300円
第四段階	上記以外の方。	1,445円	1,800円
食費 1日	1,800円の内訳	・朝食 500円 ・昼食 650円 ・夕食 650円	

(2) 滞在費（1日当たり）

利用者負担段階	多床室	従来型個室
第一段階	0円	380円
第二段階	430円	480円
第三段階①	430円	880円
第三段階②	430円	880円
第四段階	915円	1,231円

(3) 特に利用者が負担することが適当と認められる費用

ティッシュペーパー	100円/個
歯ブラシ	100円/本
歯ブラシ（入れ歯用）	500円/本
おやつ	55円/回

2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得る。また併せて、その支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

3 利用料の支払いは、現金または銀行口座振込または郵便振替により、指定期日までに受ける。

（通常の送迎実施地域）

第8条 通常の送迎の実施区域は次のとおりとする。

東広島市（豊栄町、福富町、河内町、高屋町）、三原市（大和町）

（サービス利用にあたっての留意事項）

第9条 利用者はサービス利用にあたって、次に掲げる事項について留意する。

(1) 面会については、面会時間（8:00～19:00）を遵守し、必ず職員に届け出るこ

ととし、刃物、アルコール類、食物の持込は原則禁止とする。

- (2) 外出の際は、必ず行先と帰宅時間を職員に届け出る事。
- (3) 医療機関への受診については、原則本事業所医師への受診とするが、利用者の事情により、本事業所医師以外に、かかりつけ医師がいる場合は申し出ることとし、その医師への受診する場合は、原則利用者自身で受診をすること。
- (4) 施設内の居室や設備、器具等の使用に関しては、本来の使用方法で使用する事とし、これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償を求めることがあること。
- (5) 喫煙及び、飲酒については原則禁止とする。
- (6) 他の利用者の迷惑になる行為や、他の利用者への居室等への無断の立ち入りについては禁止する。
- (7) 所持金品の管理については、原則利用者本人で行うこと。
- (8) 施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動については禁止する。
- (9) 施設内へのペットの持込及び飼育については禁止する。

(サービス提供記録の記載)

第10条 介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該介護予防短期入所生活介護について利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第11条 本事業の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
2 従業者であったものが、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第12条 提供した介護予防短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第14条 介護予防短期入所生活介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
2 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協

議する。また、研修会を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(緊急時に於ける対応方法)

第15条 介護予防短期入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第16条 介護予防短期入所生活介護の提供中に天災その他災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(虐待防止)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第18条 事業所は利用者本人及びその他の利用者の生命または身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わない。

- 2 事業所が緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の方法、時間帯及び時間を説明し、同意をうけた後行うものとする。
- 3 事業所は身体的拘束等を行う場合、経過観察記録を整備し、身体的拘束等を解除する為に鋭意検討を行うものとする。
- 4 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行う。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(事業継続計画)

第19条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して介護予防短期入所生活介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第20条 従業者の質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。

- 2 従業者等はその勤務中常に身分を証明する証票を携帯し、利用者又は家族から求められたときはこれを提示する。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則

- この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年 1月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成23年 1月16日から施行する。
- この規程は、平成25年 4月16日から施行する。
- この規程は、平成25年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年10月16日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 6月16日から施行する。
- この規程は、平成29年11月16日から施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成31年 4月16日から施行する。
- この規程は、令和元年 6月 1日から施行する。
- この規程は、令和元年 9月24日から施行する。
- この規程は、令和元年 10月 1日から施行する。
- この規程は、令和2年 4月16日から施行する。
- この規程は、令和3年 4月16日から施行する。
- この規程は、令和3年 8月 1日から施行する。
- この規程は、令和3年 9月 1日から施行する。
- この規程は、令和4年 4月16日から施行する。
- この規程は、令和5年 4月16日から施行する。
- この規程は、令和5年 10月16日から施行する。
- この規程は、令和6年 4月16日から施行する。

この規程は、令和6年 7月 1日から施行する。
この規程は、令和6年 8月 1日から施行する。
この規程は、令和7年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和7年 11月 13日から施行する。